

警戒区域内に居住していた申立人2名について、重度の持病（糖尿病、心筋梗塞、パーキンソン病、脳梗塞）があり、避難先で寝たきりとなってしまった要介護者及びその主たる介護者の日常生活阻害慰謝料が増額（10割増）された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1および同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

(1) 申立人X1について

精神的損害（避難慰謝料）	金5,440,000円
（内訳） 平成23年3月分	金240,000円
平成23年4月以降分	月額金200,000円

(2) 申立人X2について

精神的損害（避難慰謝料）	金5,440,000円
（内訳） 平成23年3月分	金240,000円
平成23年4月以降分	月額金200,000円

2 期間

自 平成23年3月11日

至 平成25年5月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項記載の期間の損害項目についての和解金として、合計金10,880,000円の支払義務のあることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項1記載の損害に対する賠償金として合計金5,440,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 確認事項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月21日

（仲介委員 松田隆太郎）